

障害者差別解消法と障害者差別解消条例（仮称）づくり

に関するタウンミーティング

あなたは、今年4月から始まる

「障害者差別解消法」を知っていますか？

この法律は障害のある人と障害のない人がお互い理解しながら
共に生きていくために必要な決まりを定めた法律です。
この法律では、障害のある人が、正当な理由もなく、
障害を理由とした差別を受けることを禁止しています。

「合理的配慮」ということばを

聞いたことがありますか？

例えば、市役所の窓口やお店などで、障害のある人からの配慮を求める何らかの
意思表示があった時は、市役所やお店などは、負担になりすぎない範囲で
対応してもらう配慮を「合理的配慮」と言います。

なぜ三重県に障害者への差別の解消に向けた

条例をつくる必要があるのでしょうか…

そのことを皆さんと一緒に考え、障害当事者の立場から、より多くの人達へ
伝えていく場にしたいと思います。より多くの皆様のご参加をお待ちしております。

手話通訳と要約筆記の情報保障があります。
入場は、無料です。駐車場は有料です。バス
を利用したり、市役所に車を駐めて、徒歩で
お越し下さい。事前申込は不要です。

日時 2016年3月26日（土）

午後1時30分（受付は午後1時）～4時30分

場所 津市中央公民館（津センターパレス2階）

三重県津市大門7-15 TEL:059-228-2618

テーマ 障害者差別解消法と条例づくりについて

主催 三重県に障害者差別解消条例（仮称）をつくる会（事務局 NPO法人ピアサポートみえ内）

共催 NPO法人ピアサポートみえ 公益財団法人反差別・人権研究所みえ

後援（申請中）

問い合わせ先 TEL:059-213-9577/FAX:059-273-5911

e-mail: peersugita@yahoo.co.jp（担当：杉田、松田）

※詳しい内容については、裏面をご覧ください